

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場
不利益処分名	せり人の登録の取消し
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例
根 拠 条 項	第14条
連 絡 先	(電話 6 2 8 - 2 7 5 9)
処 分 基 準	<p>第14条 市長は、せり人が第12条第4項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。</p> <p>第12条第4項</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)